



子育てカレンダー

10月中旬～



Enjoy

10/9・23 (水) (水) はとっこひろば 「にこにこ」

にこにこサロンのボランティアが、簡単な作業をしながらお子さんと遊んだり、保護者の方の相談などをお聞きます。

内容：(10月9日、23日)ハロウィングッズ作り

時間：午前10時～11時

定員・申込：各回5組で事前申込制。費用無料。定員になり次第受付を終了。

場所・問合せ：ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469

10/17 (木) つどいの広場 (ぽっぽ)

時間：午前11時～

内容：「親子で楽しむマジックと絵本」

講師：加藤 清貴氏(株式会社加藤企画代表取締役、元フレーベル館熊谷専務取締役)

対象：子育てに興味・関心のある方

費用：無料 **申込：**不要

場所・問合せ：つどいの広場 (ぽっぽ) ☎ 296-7733

ひばりキッズルーム

内容：お散歩、折り紙制作、クッキング、伝承遊び、ごっこ遊び、水遊びなど

時間：午前10時～正午

■カンガルールーム

対象：0歳児(生後3か月から)、1歳児

開催日：毎週水曜日

■コアラルーム

対象：2歳～4歳児

開催日：毎週火・木曜日

場所・問合せ：ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694

すくすく

10/21 (月) 妊婦・乳幼児健康相談



お子さんの成長確認や、育児相談等にご利用ください。

対象：妊婦・生後4か月～4歳(事前予約制)

時間：午前9時30分～11時

内容：身体計測、健康相談、栄養相談

持ち物：母子健康手帳、タオル

場所・問合せ：町こども家庭センター「ぴっぴ」 ☎ 298-1136

10/25 (金) 1歳6か月児健診

次の期間に生まれたお子さんを対象に1歳6か月児健診を行います。

対象：令和5年1～3月生まれ

内容：身体計測、内科診察、歯科診察、保健相談など ※受付時間、持ち物等の詳細は個別に通知します。

場所・問合せ：町保健センター ☎ 296-2530

Meet Book

10/19・11/2 (土) (土) こどもおはなし会



楽しい絵本を読んだり、折り紙をします。ぜひご参加ください。

時間：午前10時30分～11時

場所・問合せ：町立図書館(おはなしコーナー) ☎ 296-5660

鳩山幼稚園 子育て支援事業

10/15・11/8 (火) (金) ひよこ組(保育体験)

就園前の保育体験です。年度途中からの参加も可能です。

対象：令和3年4月2日から令和4年4月1日生まれの子と保護者

時間：午前9時30分～11時30分

費用：432円(初回参加時にご用意ください)

場所・問合せ：町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592

ピジョっこルーム(施設開放)

みんなの遊び場として、園を開放します。

期日：10月2日、9日、16日、23日、30日(すべて水曜日)

対象：0歳から就学前の子と保護者

時間：午前10時～11時30分

費用：無料

詳細は右記の二次元コードから園ホームページをご覧ください。



場所・問合せ：町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592

10/11・25 (金) (金) うさぎちゃんのへや

絵本の読み聞かせと手遊びをします。ぜひご参加ください。

内容：10/11「いないいないばあ」「おでかけばいばい」、10/25「こぐまちゃんのうんてんしゅ」「おんなじおんなじ」

時間：午前11時～11時20分

場所：つどいの広場(ぽっぽ)

問合せ：町立図書館 ☎ 296-5660



令和7年度 新入園児申込書を配付します

(4月以降の入園希望も同時にお申し込みください)

令和7年度保育所等の入園希望の方に、10月1日(火)から役場町民健康課窓口で申込書を配付します。

育児休業明けに伴う年度途中(令和7年5月以降)の町内保育所の入所を希望される方は、「鳩山町育児休業明け保育所入所予約制度」がご利用いただけます。入所予約制度の申込も同期間に受付します。

すでに入所中のお子さんがいる保護者には、継続のための現況届をお送りしますので、期限内に町民健康課へご提出ください。

▶**入園年齢** 園によって異なります。

【ひばりゆりかご保育園】0歳児(生後8週～)から2歳児

【ひばり保育園】0歳児(生後3か月～)から5歳児

【ひまわり保育ルーム】0歳児(生後3か月～)から2歳児

▶**対象** 保護者が次の①から⑩のいずれかに該当し、保育を必要とする場合

①就労(週4日以上かつ月64時間以上)、②妊娠・出産(産前3か月～産後8週間の期間適用)、③保護者の疾病・障がい、④同居または長期入院している親

族の介護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学または就業訓練、⑧虐待やDVの恐れがあること、⑨新生児に係る育児休業取得期間中、すでに保育を利用している児童(新生児の兄弟等)に継続理由の必要があること、⑩その他、上記に類する事由であると町長が認める状態にある場合

▶**保育時間** 園によって異なりますので、事前にご確認ください。

▶**保育料** 入園する家庭の町民税(所得税)額に応じて決定

▶**申込・問合せ** 令和7年4月以降に町内施設へ入所を希望される方は、11月1日(金)～12月16日(月)(郵送の場合必着)の期間に役場町民健康課子育て支援・少子化対策担当(☎ 277-7527)へお申し込みください。

※先着順ではありません。申込期間後は受付できません。

※町外保育所等に入園希望の方は申し込み期限が異なります(10月初めから中旬締切)。あらかじめ、お早めにご相談ください。



児童扶養手当の所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。今回の改正は、令和6年11月分の手当から適用されますが、同年11月分および12月分の手当については、2か月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

■全部支給及び一部支給に係る所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。このたび、全部支給と一部支給の判定基準となる所得限度額が表のとおり引き上げられます。

所得限度額表

扶養する児童等の人数	全部支給となる所得限度額(受給資格者本人の前年所得)		一部支給となる所得限度額(受給資格者本人の前年所得)	
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0人	142万円	69万円	334万3,000円	208万円
1人	190万円	107万円	385万円	246万円
2人	244万3,000円	145万円	432万5,000円	284万円
3人	298万6,000円	183万円	480万円	322万円
4人	352万9,000円	221万円	527万5,000円	360万円
5人	401万3,000円	259万円	575万円	398万円

■第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額となります。

改正後

全部支給 10,750円
一部支給 10,740円～5,380円
※所得に応じて決定されます。

■問合せ

役場町民健康課
子育て支援・少子化対策担当
☎ 277-7527